

社会福祉法人掘江保育園理事、監事及び評議員の報酬等の基準(現在審議中)

社会福祉法人掘江保育園定款

第2章評議員

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。

第4章役員及び職員

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。

により基準する。

社会福祉法人掘江保育園定款及び理事、監事及び評議員の報酬等の基準は、ホームページにおいて公表する。